

【案】

滋 賀 県 基 本 構 想 実 施 計 画

第 1 期 【2019 年度～2022 年度】

—未来へと幸せが続く「健康しが」—

平成 31 年 (2019 年) 3 月

滋 賀 県

滋賀県基本構想実施計画（第1期）について

1 実施計画とは

- ・「滋賀県基本構想」（平成31年(2019年)3月策定）に基づく県の取組を着実にすすめる上で必要な主要政策を定めるために策定するものです。
- ・実施計画は、基本構想の計画年度である2019年度から2030年度までの12年間に4年ごとの三期に分けて策定します。

2 計画期間（第1期）

- ・第1期実施計画の計画期間は、2019年度から2022年度とします。

3 構成

- ・第1期実施計画は、基本構想の県の政策の方向性に沿って、18の政策で構成します。
- ・それぞれの政策ごとに、「政策の目指す方向」「目標（4年間の目標および年次目標）」「現状と課題」「施策の展開」を整理します。

4 進行管理

- ・目標の達成状況を毎年度評価し、議会や基本構想審議会、県民に報告するとともに、その後の政策の展開に反映します。

5 その他

- ・情勢の変化などにより、必要が生じた場合は、この実施計画の見直しを検討します。

滋賀県基本構想実施計画の体系・目次

1 人	
自分らしい 未来を描ける 生き方	①生涯を通じた 「からだところ」 の健康
	②柔軟で多様な ライフコース

2 経済	
未来を拓く 新たな価値を生み出す産業	

3 社会	
未来を支える 多様な社会基盤	

4 環境	
未来につなげる 豊かな自然の恵み	

(1) 生涯を通じた健康づくり	1
(1)-① 健康増進に向けたいきいきとした暮らしの推進	
(1)-② 病気の予防と健康管理の充実	
(2) 本人の暮らしを真ん中においた医療福祉の推進	3
(2)-① 効率的かつ質の高い医療提供体制の構築	
(2)-② 高齢者の暮らしを支える体制づくり	
(2)-③ 滋賀の医療福祉を支える人材の確保・定着・育成	
(3) 文化やスポーツを通じた元気な地域づくり	5
(3)-① スポーツで元気な地域づくり	
(3)-② 文化力を高め、発信することによる元気な地域づくり	
(4) 子どもを安心して生み育て、子どもの健やかな育ちを支える社会づくり	7
(4)-① 子どもを生み育てやすい環境づくり	
(4)-② 子ども・若者を社会全体で応援	
(4)-③ 困難な課題を有する子ども・若者を支える	
(5) 子どもがたくましくしなやかに生きる力を身に付けるための教育	9
(5)-① 子ども一人ひとりの個性を大切に、生きる力を育む	
(6) 誰もが働き、活躍できる柔軟で多様なライフコース	11
(6)-① 誰もが活躍できる多様な働き方の推進	
(6)-② 学び直しや再挑戦しやすい環境づくり	
(1) 成長市場・分野を意識した産業創出・転換	13
(1)-① 先端技術等を活用した新たな市場展開や交流によるイノベーションの創出	
(1)-② 滋賀ならではの特色を活かした観光の創造	
(2) 人材確保と経営の強化	15
(2)-① 人材の確保・定着	
(2)-② 経営の強化・事業承継	
(3) 生産性の向上や高付加価値化等による力強い農林水産業の確立	17
(3)-① 担い手の確保・育成と経営体質の強化	
(3)-② マーケットインの視点による農林水産業の展開	
(3)-③ 農林水産物のブランド力向上	
(1) 生活や産業を支える強靱な社会インフラの整備、維持管理	19
(1)-① 生活や産業を支える強靱な社会インフラの整備、維持管理	
(1)-② 超スマート社会を支える環境づくり	
(2) コンパクトで移動や交流しやすい交通まちづくり	21
(2)-① 暮らしやすいコンパクトなまちづくり	
(2)-② 地域を支える新たな公共交通の仕組みづくり	
(3) 暮らしを支える地域づくり	22
(3)-① 地域コミュニティを支える人材の育成等	
(3)-② 地域の活性化に向けた移住促進と空き家の発生予防、利活用の促進	
(4) 安全・安心の地域づくり	23
(4)-① 災害に強い地域づくり	
(4)-② 犯罪の少ない安全・安心の地域づくり	
(4)-③ 交通事故の少ない安全・安心の地域づくり	
(5) 農山漁村の持つ多面的価値の次世代への継承	25
(5)-① 農山漁村の持つ多面的価値の次世代への継承	
(6) 多様性を認め、互いに支え合う共生社会の実現	26
(6)-① 誰もがその人らしく、居場所があり活躍できる共生社会の実現	
(1) 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用	28
(1)-① 琵琶湖の保全再生と活用	
(1)-② 生物多様性の確保、森林の多面的機能の発揮	
(2) 気候変動への対応と環境負荷の低減	29
(2)-① 気候変動への対応	
(2)-② 環境負荷の低減	
(3) 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着、国際的な協調と協力	30
(3)-① 環境学習等の推進	
(3)-② 調査研究・技術開発の推進、国際的な協調と協力	

政策（1）生涯を通じた健康づくり

政策の目指す方向

誰もが、様々なつながりの中で自分らしくからだもこころも健やかな生活を送ることができるよう、生涯を通じた健康づくりと健康管理による予防を推進します。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
特定健康診査受診率 (%)	(2016) 51.0	(2017) 54以上	(2018) 58以上	(2019) 62以上	(2020) 66以上
特定保健指導対象者の割合の減少率 (2008年度比：%)	(2016) 11.9	(2017) 14	(2018) 17	(2019) 19	(2020) 22
がんの死亡率(75歳未満の年齢調整死亡率)(人口10万対)	(2017) 64.1	前年より減少	前年より減少	前年より減少	前年より減少
自殺死亡率(人口10万人対)	(2017) 14.5	前年より減少	前年より減少	前年より減少	前年より減少

現状と課題

- ・本県の平均寿命および要介護度をもとに算出した客観的指標による健康寿命（日常生活が自立している期間の平均）は全国上位となっていますが、引き続き、健康寿命を延伸しながら平均寿命との差を縮小していくことが必要です。

- ・また、「健康上の問題で日常生活に影響があるか」という意識調査（国民生活基礎調査）をもとに算出した主観的指標による健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）では低い値となっており、誰もが健康感を持ちながらいつまでもいきいきとした生活を送れるよう取組を進める必要があります。

- ・からだの健康面では、生活習慣の改善や特定健康診査・特定保健指導による生活習慣病の発症予防・重症化予防や、がんの早期発見による死亡率の減少などが重要ですが、特に若い世代の健康に対する意識、関心が低く、健康を意識した生活習慣を定着させることが必要です。また、特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率、がん検診の受診率はいずれも低い状況にあり、それらをさらに向上させる必要があります。

- ・こころの健康面では、睡眠による十分な休養が取れていない人やストレスを感じる人などが多く、こころの健康を保つための対策を講じる必要があります。また、うつ病の悪化を防止するためには早期発見・早期治療が必要となっています。さらに、多くが「追い込まれた末の死」である自殺については、その防止のため、こころの健康の保持・増進に向けた取組や、関係機関のネットワークを強化していくことが求められています。

施策の展開

① 健康増進に向けたいきいきとした暮らしの推進

(健康医療福祉部、農政水産部、教育委員会)

・健康づくりへの意識を醸成し、県民一人ひとりの主体的な取組を促すため、企業、大学、地域団体、市町等の多様な主体との連携のもと、企業における健康経営の推進を含め、新たな健康づくりに向けた活動の創出を図ります。

・平均寿命・健康寿命に係る要因分析の結果を活用し、本県の自然環境や県産食材なども取り入れ、県民が楽しみながら主体的に生活習慣の改善を図れるよう取り組みます。また、若い世代を中心に生活習慣の改善を図ることにより、健康寿命延伸のための予防を重視した健康づくりを推進します。

・人生100年時代を迎えようとしている中、誰もがいつまでも心身ともに健やかに生活できるよう、社会参加のあり方を関係者とともに検討しながら、自分らしくいきいきと活躍できる社会の環境整備や生きがいつくり活動を支援します。

・うつ病の予防や早期発見・早期支援の強化を図るため、こころの健康についての知識の普及啓発により広く県民に対し理解を深め、誰もがアクセスしやすい相談体制の充実に努めるとともに、早期にこころの病を発見し有効な治療につなげるための取組を進めます。

・様々な悩みにより心理的に追い詰められた人が、適切な支援につなげることで自殺を防止できるよう関係機関と協働し取り組みます。

② 病気の予防と健康管理の充実

(健康医療福祉部)

・がんの予防のために、がん検診の受診率向上に向けた取組や職域でのがん検診の精度管理の推進を図ります。

・特定健康診査および特定保健指導の受診率等の向上を図るため、医療保険者間の連携による健診等の実施を推進するとともに、健診・医療情報の分析、活用や人材育成に取り組むなど、データヘルス計画に基づく保健事業を推進します。

政策（２） 本人の暮らしを真ん中においた医療福祉の推進

政策の目指す方向

生まれるときから人生の最終段階を迎えるときまで自分らしい生活が続けられるよう、今後増えていく多様なニーズに対応しながら、本人の暮らしを真ん中においた、切れ目のない医療や介護などのサービスの適切な提供体制の整備や地域づくりを進めます。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
救急搬送の重症患者における受入医療機関決定までの照会回数4回以上の割合（％）の少なさを維持	(2016) 0.1	(2017) 0.1未満	(2018) 0.1未満	(2019) 0.1未満	(2020) 0.1未満
初期臨床研修医採用数（人）の維持	(2018) 104	100	100	100	100
認知症サポーター養成数(人)	(2017) 191,667	210,000	220,000	230,000	240,000
訪問看護利用者数(人)	(2017) 11,540	12,170	12,633	13,097	13,560
介護職員数(人)	(2017) 19,210	20,450	21,050	21,700	22,350

現状と課題

・超高齢社会の到来により医療や介護を必要とする人がますます増加することが見込まれ、また、医療・介護資源が限られている中で、「たとえ介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けたい」という県民の願いをかなえていくためには、多職種の連携による効率的で質の高い保健・医療・福祉のサービスが一体的に提供される体制を構築する必要があります。

・それらを支える医療福祉の人材については、医師の地域・診療科偏在の解消、在宅医療福祉を担う質の高い看護職員の確保、介護人材の確保・育成・定着などが課題となっています。

① 効率的かつ質の高い医療提供体制の構築

(健康医療福祉部)

・多様な、また今後増えていく患者ニーズに的確に対応できる体制づくりを進めるために、医療機関の役割分担を明確にし、あわせて機能の異なる関係機関間の連携を推進します。広域的な高度急性期機能の維持・確保を図るとともに、疾患に応じた急性期機能の体制整備、回復期機能の充実強化、さらに不足する慢性期機能については、在宅医療・介護サービスと連携・調整をしながら一層の充実を図ります。

・5疾病、5事業(※1)・在宅医療・認知症・リハビリテーションの提供体制の確保充実を図ります。

② 高齢者の暮らしを支える体制づくり

(健康医療福祉部)

・人生の最終段階までその人らしい暮らしを支えるために、在宅医療・介護連携の推進などを支援し、保健・医療・福祉のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。

・高齢者の自立支援・重度化防止に重点を置き、介護が必要な状態になっても自分らしい暮らしができるよう取り組むとともに、安定的な介護保険制度の運営に取り組みます。

・認知症は誰にとっても身近な病気であるという理解を進め、認知症を早期に発見し、認知症になっても孤立することなく見守りや支援等のサポートにより地域で支える体制づくりを進めます。

・高齢者の暮らしを支える地域づくりのため、地域の支え合い活動を推進します。また、高齢者が地域福祉の担い手として活躍できる環境づくりを進めます。

③ 滋賀の医療福祉を支える人材の確保・定着・育成

(健康医療福祉部)

・医師や看護職員等の医療人材について、安定的な確保、定着、キャリア形成、資質の向上等を推進します。

・介護人材について、外国人やシニア等をはじめとする多様な人材の参入を進めるとともに、キャリアアップの仕組みづくりや働きやすい職場づくり、処遇改善等に取り組めます。

・今後の在宅医療ニーズに対応できる医療人材の育成を進めるとともに、高齢者の介護予防や日常生活支援、障害者に対する二次障害予防等の取組を充実するため、地域リハビリテーションの中核的人材の育成を進めます。

※1 5疾病：がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患

5事業：救急医療・災害医療・へき地医療・周産期医療・小児医療（小児救急を含む）

政策（3）文化やスポーツを通じた元気な地域づくり

政策の目指す方向

スポーツや文化芸術等の活動に取り組むことができる環境の整備を通じて、誰もがからだもこころも健康で、いつまでも生きがいを持ち自分らしく活躍できる、元気な地域づくりを進めます。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
成人（男女）の週1回以上のスポーツ実施率（%）	(2016) 36	44	53	61	男女とも 65%以上
スポーツボランティア登録者数(人)	(2017) 581	1,500	2,000	2,000人以上	2,000人以上
「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合（%）	(2018)				
	小5男子：73.4	76.0	77.0	78.0	79.0
	小5女子：53.1	57.0	59.0	61.0	63.0
	中2男子：60.4	64.5	67.0	69.5	72.0
	中2女子：44.2	47.0	49.0	51.0	53.0
市町や民間団体等と連携した文化芸術事業実施数（滋賀県芸術文化祭参加事業数および美の資源を活用した取組事業数）(件)	(2017) 255	260	270	280	290
文化財を活用した県実施事業参加者数(人)	(2017) 2,059	2,270	2,380	2,500	2,620

現状と課題

・本県では、スポーツ行動者率（年1日以上スポーツをする人の割合）は全国平均よりも高いものの、成人の週1回以上のスポーツ実施率や小中学生の1週間の運動・スポーツ実施時間は全国平均を下回っており、生涯を通じたからだところの健康づくりのための適度なスポーツ・運動習慣の定着を図る必要があります。

・今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西、2024年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会など、ビッグスポーツイベントが開催されます。県民の機運が高まるこの好機を生かし、スポーツに親しむ機会を拡大するための取組を行う必要があります。

・本県は、豊かな歴史・文化資源や、祭りや個性ある生活文化等の伝統的な文化的資産があり、近年ではアール・ブリュット(※1)など多様で特色ある文化的資産が生まれていますが、それらが地域資源として十分に活用されていない状況です。また、今後、人口減少、高齢化により、これまで文化財等を守り伝えてきた担い手が不足する恐れがあります。

① スポーツで元気な地域づくり

(県民生活部・教育委員会)

・スポーツを「する」、「みる」、「支える」など様々な関わり方で、すべての県民が身近にスポーツを楽しむことができる機会づくりを進めるとともに、スポーツの持つ多様な価値を発信・共有し、スポーツを通じて地域の活性化を図ります。

・全ての子どもが将来自ら進んで楽しみながらスポーツに取り組めるよう、学校・家庭・地域において子どもの運動・スポーツ活動を充実します。

・国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会等の開催を契機として、県内の体育施設の計画的な整備・充実を行うとともに、競技力向上や地域における健康への取組の促進等レガシーの創出を図ります。

② 文化力を高め、発信することによる元気な地域づくり

(県民生活部・教育委員会)

・年齢、障害の有無等にかかわらず誰もが多様な文化・芸術に気軽に触れ、自らの創作活動、参加支援活動を行うことができるよう、市町や民間団体などと連携・協働による事業展開を促進し、文化活動への参加機会の拡大を図ります。

・地域に誇りを持ち、滋賀の文化を未来へ継承できるよう、子どもや若者が音楽、演劇、美術、文化財、生活文化など様々な文化に直接触れる機会を増やすとともに、若手芸術家、文化活動を支える人材、伝統的な文化的資産を守り伝える担い手などを育成・支援します。

・伝統的な文化的資産や、新たに創造される文化的資産の魅力を一層高め、広く国内外に発信することにより、観光誘客やまちづくりなどに生かします。

※1 アールブリュット：画家のジャン・デュビュッフエが考案した言葉で、「加工されていない生(き)のままの芸術」という意味のフランス語。それまでの美術や教育の流れからはみだし、美術的なスタイルからは何の影響も受けていない、全く個人的かつ独創的な方法でつくられた絵画や造形のこと。

政策（４）子どもを安心して生み育て、子どもの健やかな育ちを支える社会づくり

政策の目指す方向

子どもが安全・安心な環境で健やかに生まれ育つことができるよう、誰もが出産や子育てに対する安心感を持つことができる、切れ目ない子育て支援環境づくりを進めます。また、困難な課題を抱える子どもたちを社会全体で育む環境づくりを進めます。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
保育所・認定こども園等利用定員数（人）	(2018) 59,026	60,557	市町計画の策定を踏まえ設定		
地域子育て支援拠点数（カ所）	(2018) 92	95	市町計画の策定を踏まえ設定		
淡海子育て応援団等の地域協力事業所数（カ所）	(2018) 1,734	1,820	1,880	1,940	2,000
養育里親の新規登録者数（世帯） ※現状は登録者総数	(2018) 182※	20	20	20	20

現状と課題

- ・保育所等の定員は年々増加していますが、新たに保育所等を利用したいという需要も増加しているため、待機児童数は高止まっています。2019年10月からの幼児教育・保育の無償化も踏まえ、さらなる保育需要への対応や質の確保が必要です。
- ・核家族化や地域のつながりの希薄化が進んでいる中で、子育ての不安感、負担感を解消するとともに、子ども・若者が孤立せず、地域社会や豊かな人間関係の中で支えられ、成長できる環境づくりが必要です。
- ・児童虐待の相談件数や困難事案は増加傾向にあり、未然防止、早期発見・早期対応、自立支援等のさらなる充実が必要です。
- ・近年、重い障害のある子どもが増加傾向にあり、医療・福祉・教育を一体的に提供する環境の整備が求められています。

① 子どもを生き育てやすい環境づくり

(健康医療福祉部)

- ・適切な教育・保育が提供され、子どもの健全な成長が促されるよう、保育所等の計画的な整備と保育人材の確保を促進し、保育施設等の受皿整備の充実を図るとともに、保育の質の維持向上に努めます。
- ・すべての子育て家庭の多様なニーズに対応し、出産や子育ての不安や負担感の解消を図るとともに、子育てと就労等の両立を支援するため、地域における切れ目のない子育て支援の充実を図ります。

② 子ども・若者を社会全体で応援

(健康医療福祉部・教育委員会)

- ・子どもや若者と関わり合い、その成長を支援する取組や子育て家庭への応援に主体的に取り組む団体・事業者等を支援し、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。
- ・家庭教育を地域全体で支えるため、親としての学びの機会や交流の場づくり等を充実させます。
- ・青少年が犯罪や事故などに巻き込まれないよう、健やかに成長するための環境整備や立ち直り支援の取組を進めていきます。

③ 困難な課題を有する子ども・若者を支える

(健康医療福祉部・病院事業庁・教育委員会)

- ・家庭環境や養育環境などの社会的な困難を抱える子どもの成長を保障して自立を支援していくため、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の取組や体制の強化、里親等の家庭養護の受皿整備促進等社会的養護の充実を図るとともに、生活困窮家庭等の自立支援や経済的支援等を進めます。
- ・治療の困難な病気などがある子どもたちが医療、福祉、教育を一体的に受けられる環境を整備し、健やかに育つ環境づくりを進めます。

政策（５）子どもがたくましくしなやかに生きる力を身に付けるための教育

政策の目指す方向

確かな学力、豊かな人間性や社会性を備え、生涯を通じ、自ら学び課題を解決する姿勢を身に付けるなど、子どもたちが、変化・未知の時代をたくましくしなやかに生きるための教育を推進します。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
「全国学力・学習状況調査」における各教科に関する調査の県平均正答率（％）	(2018)				
	小国：62.0	62.5	63.0	63.5	64.0
	小算：56.3	57.0	57.5	58.0	59.0
	中国：71.2	71.5	72.0	72.5	73.0
	中数：59.4	60.0	60.5	61.0	61.5
「学びのアンケート」の「国語／算数・数学の授業の内容はよくわかる」について肯定的に回答した児童生徒の割合（％）	(2017)				
	小国：81.0	82.0	83.0	84.0	84.5
	小算：81.7	82.0	83.0	84.0	84.5
	中国：68.6	70.0	71.5	73.0	74.0
	中数：69.5	71.0	72.0	73.0	74.0
学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たり10分以上読書している者の割合（％）	(2018)				
	小：64.1	65.0	66.0	67.0	68.5
	中：46.8	48.0	49.5	51.0	53.0
「自分には、よいところがあると思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合（％）	(2018)				
	小：85.2	85.4	85.8	86.2	86.6
	中：75.8	76.0	77.0	78.0	79.0
学校運営協議会を設置する公立学校の割合（％）	(2018)				
	30.6	40.0	50.0	60.0	70.0
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率（％）	(2017)				
	92.2	93.6	95.0	96.4	97.8

現状と課題

- ・人生100年を見据えて豊かな人生を送るため、自ら課題を見つけながら生涯を通じて多くのことを学び続け、変化の激しい社会において、たくましくしなやかに生きていく力を身に付ける必要があります。
- ・「全国学力・学習状況調査」の分析によると、本県の子どもの学力状況は、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、自分の考えを適切な根拠をもとに説明すること、文章の趣旨や問われていることを把握したり、表やグラフから必要な情報を取り出すこと等が課題となっています。
- ・障害により特別な教育的支援の必要がある子どもは増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな教育が求められています。
- ・グローバル化や情報化が一層進展する中、言語や文化が異なる人々と交流する能力や、情報を活用する能力を身に付けることが今後ますます必要となってきます。
- ・学校では、いじめ、不登校、問題行動等への対応や、経済的困難を抱える家庭の子どもへの対応といった課題があり、その内容も複雑多様化しており、地域や関係機関と連携してこれらの課題に取り組み、子どもたちを支えることが必要です。

① 子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む

(教育委員会)

- ・学習習慣の定着や、基礎的・基本的な知識・技能の定着により、生涯にわたり学習する基盤を培います。
- ・文章や情報を正確に読み解き理解する力、対話などから相手の考えや思いを読み解き理解する力などの「読み解く力」を育み、確かな学力と人としての感受性、コミュニケーション力を備えた人を育てます。
- ・英語を用い言語や文化の違う多様な人と協働することができる能力や、ICT(※1)機器等を用いて情報を活用する能力などを備えた、グローバル化や情報化が進む社会で活躍できる人を育てます。
- ・障害のある子どもと障害のない子どもが共に学べるインクルーシブ教育システム(※2)の構築を進めるとともに、障害のある子どもの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。
- ・子どもたちが自分らしいライフコース(※3)を描けるよう、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を展開し、体験活動や外部人材の活用等、地域や家庭、産業界と連携・協働した取組を推進します。
- ・困難な状況にある子どもたちへの支援の充実を図るとともに、子どもたちの自尊感情を高め、全ての子どもにとって居場所のある学級、学校づくりを進めます。
- ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入など幅広く学校と地域の連携を進め、社会全体で子どもを育てる環境を整えます。

※1 ICT (Information and Communication Technology) : 情報通信技術。

※2 インクルーシブ教育(システム) : 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

※3 ライフコース : 個人が一生にたどる道筋のこと。

政策（6）誰もが働き、活躍できる柔軟で多様なライフコース

政策の目指す方向

年齢、性別、病気・障害の有無などに関わらず自分らしく活躍できるよう、多様な人が働きやすい環境づくりや、時間や場所の制約を受けにくい柔軟な働き方を推進します。また、生涯にわたって切れ目なく、状況に応じて必要なスキルや知識、能力を身に付けられるよう、県内大学等とともにリカレント教育を意識した取組を促進するとともに、求職者や在職者に対する技能向上を支援します。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合 (%)	(2018) 76.8	78.5	80.2	81.9	83.6
ハローワークの支援による障害者の就職件数 (件)	(2017) 1,198	1,330	1,390	1,460	1,530
滋賀マザーズジョブステーションの相談件数 (件)	(2017) 5,699	5,700	5,700	5,700	5,700
滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録企業数 (従業員数100人以下の企業) (社)	(2017) 553	580	620	660	700

現状と課題

- ・生産年齢人口の減少と超高齢化が進行する中、年齢、性別、病気・障害の有無、国籍などを問わず、子育て、介護なども両立しながら、誰もが希望に応じて活躍できる社会の実現が必要です。
- ・健康寿命の延伸により人生100年時代が期待される一方で、従来にないスピードで技術革新が進む中、より長いスパンで人生の再設計が可能となるよう、年齢にかかわらず、学び直しができる環境づくりが必要です。
- ・子育てや介護などの離職者や、長期的な失業や不利な条件での労働を余儀なくされた人なども、意欲や希望に応じて、再挑戦しやすい環境づくりが必要です。
- ・ひきこもりについては、その原因が個々により様々で、その支援は長期にわたり段階的に関係機関が連携して行っていくことが必要です。

① 誰もが活躍できる多様な働き方の推進

(健康医療福祉部、商工観光労働部)

・長時間労働の是正や男性の育児休業の推進など、働く人一人一人の仕事と生活の調和の実現に向け、産学官が一体となって機運醸成を図り、働き方改革を推進します。

・誰もが希望に応じて活躍できるよう、高齢者の多様な就業機会の確保・充実や、女性の継続就労や再就労の支援、仕事と子育てや介護等との両立の支援、障害者の就労の場の確保と定着支援を図るとともに、テレワーク(※1)やサテライトオフィス(※2)、フレックスタイム制など時間や場所の制約を受けにくい多様な働き方の普及を進めます。

・新たな在留資格等による外国人が安心して生活しながら働くことができる受入環境づくり等に取り組みます。

② 学び直しや再挑戦しやすい環境づくり

(総務部、健康医療福祉部、商工観光労働部、教育委員会)

・生涯にわたって切れ目なく、状況に応じて必要なスキルや知識、能力を身に付けられるよう、県内大学等とともに、リカレント教育(※3)を意識した取組を促進するとともに、職業能力開発施設等において求職者や在職者に対する技能向上を支援します。

・出産や子育て、介護等による離職者、長期的な失業や不利な条件での労働を余儀なくされた人などが、意欲や希望に応じて、再挑戦しやすいよう、技能習得の機会の提供や相談から就職、職場定着まで一貫した就労支援を実施します。また、誰もがいつでも再挑戦しやすい環境づくりに向け、企業の受入れ環境整備等を推進します。

・ひきこもり状態が長期化し、社会生活の再開が困難になった当事者・家族などが、社会復帰の手がかりをつかめるよう、相談支援から活動の場づくりまで公私協働による支援を進めます。

※1 テレワーク：情報通信技術を活用した、時間や場所のとらわれない柔軟な働き方。

※2 サテライトオフィス：本社と離れた場所にありながら、情報通信技術の活用により本社同様の仕事環境が整えられたオフィス。

※3 リカレント教育：学校を卒業し、社会人になったあと、必要に応じてあらためて大学等で学び直すこと。

政策（1） 成長市場・分野を意識した産業創出・転換

政策の目指す方向

モノづくりをはじめ、ICT、IoT、AI等の先端技術や地域資源の活用によりイノベーションの創出や産業の高度化を図り、将来にわたって成長を続けることができる強靱な産業構造の実現を目指します。SDGsの視点を生かした社会的課題の解決やグローバルな視点から新たなニーズを取り込み、成長市場・分野を意識した事業展開を図ることができるよう支援します。

また、滋賀の魅力を磨き上げ、国内外に発信するとともに、受入環境を整備し、観光振興による交流人口と観光消費の増加に向けた取組を推進します。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
中小企業の新製品等開発計画の認定件数(件)	(2018) 9	8	8	9	9
本社機能、研究開発拠点、マザー工場等の立地件数(件)	(2017) 4	4	4	4	4
延べ宿泊客数(万人)	(2017) 387	415	430	440	450
延べ観光入込客数(万人)	(2017) 5,248	5,500	5,700	5,850	6,000

現状と課題

・第4次産業革命と呼ばれる技術革新があらゆる分野に及び、世界中の企業が従来の業種の垣根を越えて先端技術を活用した商品の開発を行うと考えられます。本県の強みであるモノづくり等においても、技術革新を取り込み、イノベーション(※1)の創出や産業の高度化、新たなニーズへの対応を図るとともに、モノづくりを支える物流の効率化、地域経済を牽引する成長産業分野の企業の立地促進など、将来にわたって成長を続けることができる強靱な産業構造を実現することが必要です。

・国内市場の縮小が見込まれ、貿易の自由化が進み、ますます産業のグローバル化が進む一方で、ESG経営(※2)に対する国内外の関心が高まっており、県内企業の強みとなるよう普及するとともに、社会的課題の解決に向けて取り組む企業の活躍が期待されます。

・特に県内企業の99.8%を占める中小企業の競争力が損なわれないよう、技術革新に遅れることなく機動力の高さを生かしていけるよう対応する必要があります。

・琵琶湖をはじめとする自然や歴史・文化、食や地場産業などの観光資源が国内でも十分に浸透していません。また、日帰り客が約4分の3を占めており、観光消費の拡大に向けて、宿泊・滞在型観光を推進していく必要があります。さらに、国内外からの観光客の受入に向け、外国人・高齢者などすべての人にやさしい交通・滞在環境の整備が必要です。

① 先端技術等を活用した新たな市場展開や交流によるイノベーションの創出

(県民生活部・商工観光労働部)

・マザー工場や研究開発施設等の知的資源が集積するモノづくり県の強みを活かし、産学官によるI o T(※3)やA I(※4)等の先端技術の積極的活用によるイノベーションの創出や産業の高度化を支援し、将来にわたって成長を続けることができる強靱な産業構造の実現を目指します。また、新たな需要を取り込む研究開発型ものづくりベンチャー等の起業や第二創業を支援します。

・経済界や金融界をはじめとする団体や機関とのパートナーシップに基づき、県内全体にSDGsの普及を図り、社会的課題解決型ビジネスの実践・展開を支援します。水環境ビジネスの取組の拡大やジェットロ滋賀貿易情報センターとの連携などにより、新たな市場展開や国内外のニーズの取り込みを支援するとともに、エネルギーの高度利用や関連産業の振興・技術開発の支援等に取り組みます。

・モノづくりを支える物流の効率化を図りながら、市町や関係機関と連携し、成長産業分野を中心に地域経済を牽引する企業等の拠点として、定着性が高いマザー工場や研究開発拠点、本社機能の誘致に重点的に取り組むとともに、県内立地企業との一層の関係強化を図り、再投資を促進します。

② 滋賀ならではの特色を活かした観光の創造

(商工観光労働部・農政水産部)

・自然や歴史・文化遺産および食や地場産業等の観光資源の魅力を磨き上げ、それらをつなぐとともに、「ピワイチ」の推進などの体験型観光の充実などにより、来訪や滞在・宿泊につなげます。

・「おもてなし」を深めるための取組や、すべての人にやさしい滞在環境の整備を進めるとともに、DMO(※5)を中心とした自立的・継続的な観光振興の仕組みづくりを推進します。

・「ここ滋賀」を中心とした首都圏での魅力発信、大観光地に近い立地を活かした誘客などにより、国内外からの観光客の増加につなげます。

※1 イノベーション：ここでは、単に新しい技術や製品の開発を指すのではなく、サービスの創出を含め、それまでのモノ、仕組みなどに対して、新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を創造し、社会や暮らしによりよい変化をもたらすこと。

※2 ESG経営：ここでは、環境(Environment)－地球温暖化対策や生物多様性の保護活動、社会(Social)－人権への対応や地域貢献活動、企業統治(Governance)－法令遵守、情報開示等に配慮した経営のこと。

※3 I o T(Internet of Things)：家電、自動車、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すコンセプト。

※4 A I(Artificial Intelligence)：人工知能。

※5 DMO(日本版DMO)(Destination Management Organization)：地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役。多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づく観光地域づくりの戦略を策定するとともに、実施に向けた調整機能を備えた法人のこと。

政策（２）人材確保と経営の強化

政策の目指す方向

中小企業の魅力の向上と発信を図るとともに、大都市圏からの移住による就業の支援や求職者と県内企業のマッチング機会の充実、外国人材の受入および育成や定着に向けた支援などにより滋賀の産業を支える人材を確保します。

多様な人材の能力を最大限に生かすダイバーシティ経営、SDGsの視点を生かしたESG経営の拡大、先端技術の活用による生産性の向上や円滑な事業承継の支援などにより、グローバル化の中で県内企業の経営基盤を強化します。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
しがヤングジョブパークを利用した若者の就職者数(件)	(2017) 1,546	1,550	1,675	1,800	1,800
滋賀県女性活躍推進企業認証数(社)	(2017) 177	210	220	230	240
滋賀県事業承継ネットワークからの専門家派遣を通じた事業承継計画策定件数(件)	(2017) —	10	15	20	25

現状と課題

・2017年6月以降、有効求人倍率が1.3倍以上の高い水準で推移し、特に中小企業等で人材不足感が高まっていることから、企業における人材確保を支援するとともに、多様な人材の活躍を促進する必要があります。

・多様な人材の能力を最大限に生かすダイバーシティ経営(※1)の重要性が認識されていますが、本県では、企業における女性の管理職比率が全国でも低位であるなど、その取組が十分ではありません。また、世界では、SDGsの視点を生かしたESG経営が評価されるなど、新たな潮流が生まれています。中小企業をはじめとする県内企業がこうした動きに取り残されることのないよう、理解を広める必要があります。

・中小企業の多くでは後継者が決まっておらず、現状を放置すると廃業の急増により2025年頃までに累計約4万3千人の雇用と約1,400億円の県内総生産が失われ、本県経済の維持発展に大きな支障が生じる恐れがあります。

① 人材の確保・定着

(商工観光労働部)

- ・中小企業の働く場としての魅力を発信するとともに、採用後の人材育成の支援等に取り組みます。また、大都市圏からの移住による就業の支援や求職者と県内企業のマッチング機会を充実します。
- ・「しがヤングジョブパーク」において、求職者に対するワンストップの就職支援に加え、県内企業の採用力向上に向けた提案や助言、企業対象のセミナーの開催等、企業の人材確保支援に取り組みます。
- ・外国人材の受入を希望する企業等の円滑かつ適正な受入および育成や定着に向けた支援に取り組みます。

② 経営の強化・事業承継

(商工観光労働部)

- ・誰もが働きやすく、個人の能力が正しく評価される職場の制度や環境づくりなど、女性をはじめ多様な人材の活躍につながる取組を支援します。また、ESG経営や脱炭素経営など世界の潮流に合った経営が重視されるよう、理解拡大に努めます。
- ・将来にわたって成長を続けることができるよう、IoT等の先端技術の活用などによる生産性向上の手法を第2次産業に加え、第3次産業にも展開し、経営基盤の安定、事業拡大等に繋げる取組を進めます。
- ・本県経済の重要な役割を担う小規模企業をはじめとした中小企業について、関係機関と連携しながら、安定かつ持続的な経営に向けた活性化施策に取り組みます。
- ・県内関係団体の参画による、滋賀県事業承継ネットワークが実施する事業承継診断を通じて、事業者の課題意識の掘り起こしを行うとともに、ニーズを踏まえた具体的な支援を展開します。

※1 ダイバーシティ経営：多様な属性の違いを活かし、個々の人材の能力を最大限引き出すことにより、付加価値を生み出し続ける企業を目指して、全社的かつ継続的に進めていく経営。

政策（3）生産性の向上や高付加価値化等による力強い農林水産業の確立

政策の目指す方向

競争力のある担い手の確保・育成や需要に応じた生産への転換、農地の利用条件の整備、ICT等の先端技術の活用加速化等による生産性の向上等に努めるとともに、琵琶湖と共生してきた農林水産業や健康寿命日本一など本県のアピールポイントを生かした農林水産物の魅力発信や高付加価値化によるブランド力の向上、海外展開も含めた販路開拓を進めます。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
新規就農者定着率（就農3年後）（％）	(2017) 75	78	79	80	81
全国の主食用米需要量に占める近江米のシェア（直近3年平均）（％）	(2017) 2.12	(2018) 2.13	(2019) 2.14	(2020) 2.15	(2021) 2.16
園芸品目の産出額（億円）	(2017) 151	(2018) 153	(2019) 155	(2020) 157	(2021) 159
近江牛の飼養頭数（頭）	(2017) 13,458	14,400	15,000	15,250	15,500
オーガニック農業（水稻）取組面積（ha）	(2017) 247	270	310	360	420
「おいしがうれしが」キャンペーン登録事業者数（首都圏の店舗）（店舗）	(2017) 78	105	110	115	120
県産材の素材生産量（m ³ ）	(2017) 88,000	109,000	120,000	131,000	142,000

現状と課題

・グローバル化や国内市場規模の縮小など、農林水産業を取り巻く環境は厳しさを増しており、国の政策の方向を踏まえ、力強い農林水産業の確立とそのための基盤整備が求められています。

・就業者の減少や高齢化が進んでおり、担い手の確保、経営継承が喫緊の課題です。特に、女性の新規就農者が少なく、女性が活躍できる場の確保が必要です。また、集落営農では次期リーダーの不足など営農の継続性に課題を抱える組織も見られます。

・本県の耕地面積の9割以上を占める水田農業については、国の米政策の見直しを踏まえ、マーケットインの視点（※1）に立った生産への転換が急務となっています。野菜・果樹等の園芸作物は、都市近郊という立地条件もあり、消費者ニーズは高く、さらなる生産拡大が求められています。

・近江牛は、子牛の多くを県外から導入していますが、全国的に子牛価格の高騰が進んでおり、経営環境は厳しさを増しています。

・林業では、人工林が利用期を迎えている中で、需要に対応できる加工・流通体制の確立や担い手の確保・育成、住宅や公共建築物等への県産材の利用拡大等に取り組む必要があります。

・全国トップレベルの環境こだわり農業を推進してきましたが、全国的に取組が増えており、さらなる付加価値の向上が求められています。

・近江米、近江牛、近江の茶、近江の野菜、湖魚といった滋賀ならではの農林水産物がありますが、産地間競争が激化しており、さらなる魅力の創造や販路の開拓が必要です。

施策の展開

① 担い手の確保・育成と経営体質の強化

(農政水産部・琵琶湖環境部)

- ・就業から定着に至るまで切れ目のない支援や経営継承、雇用就業の促進、女性農業者間のネットワーク強化等により担い手の確保・育成を図るとともに、経営感覚の優れた農業経営者の育成を進めます。また、漁業においては、漁労技術の確実な継承等により担い手の確保・育成を図ります。
- ・農地の集積・集約化や収益性の向上を図るとともに、営農組織においては、広域化などにより営農組織の継続性を高め、経営体質の強化を図ります。
- ・林業成長産業化に向け川上から川下まですべての段階において、専門性の高い人材の育成を行うとともに、森林経営の中核的な担い手である森林組合の経営基盤の強化を図ります。

② マーケットインの視点による農林水産業の展開

(農政水産部・琵琶湖環境部)

- ・需要に応じた品種別、用途別の米の作付提案に基づく契約栽培や麦・大豆等の本作化、園芸作物等の高収益作物の導入など、地域特性に応じた水田フル活用を図るとともに、6次産業化やICT等を活用したスマート農業(※2)の加速化等により、生産性や農業所得の向上を図ります。また、農業水利施設の計画的な保全更新対策を進めるとともに、高収益作物の生産等に必要な農地等の基盤整備を進めます。
- ・地域内一貫生産体制の推進等により子牛を安定確保し、近江牛の生産基盤強化を図ります。
- ・木材利用のニーズに対応した県産材の加工・流通体制を整備するとともに、県産材の利用促進に向けて消費者の理解を醸成し、CLT(直交集成板)等の新たな製品も含め、公共建築物や住宅などに幅広く利用される取組を推進します。

③ 農林水産物のブランド力向上

(農政水産部・琵琶湖環境部)

- ・環境こだわり農業のさらなる推進を図るとともに、象徴的な取組であるオーガニック農業、魚のゆりかご水田米の取組等により魅力を発信します。
- ・食味ランキングや地理的表示制度(GI)登録など第三者による認証に加え、琵琶湖と共生してきた農林水産業や健康寿命日本一など本県のアピールポイントを生かし、生産から流通まで一体となった戦略的なマーケティングを行うことにより、県産の農畜水産物全体のブランド力の向上と、輸出やインバウンド消費など新たな市場・販路の拡大を図ります。
- ・びわ湖材産地証明制度の普及促進を図り、びわ湖材の認知度向上と新たな販路の拡大を図ります。

※1 マーケットインの視点：市場のニーズを優先し、顧客視点で農産物等の企画・生産を行うこと。

※2 スマート農業：ICT(情報通信技術)、ロボット技術、データ等を活用して省力・高品質生産を実現する新たな農業。

政策（１）生活や産業を支える強靱な社会インフラの整備、維持管理

政策の目指す方向

自然環境が持つ多様な機能も生かしながら、生活や産業を支える強靱な社会インフラ整備・維持更新を着実に推進します。
また、超スマート社会を支えるICTやデータを誰もが様々な場面で積極的に活用できる環境づくりを進めます。

目標（※）	（現状）	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
道路整備完了延長（km）	(2018) 6	3	4（7）	3（10）	4（14）
土砂災害危険箇所整備箇所数（箇所）	(2018) 554	561	567	575	582
河川整備完了延長（km）	(2018) 14	15.5	18	20	22
山地災害危険地区整備箇所数（箇所）	(2017) 1,226	1,245	1,255	1,265	1,275
農業水利施設の保全更新により用水の安定供給を確保する農地面積（ha）	(2018) 24,710	25,690	26,690	31,220	31,690
産学官連携によるICTおよびデータの活用提案件数（件）	(2018) —	3	6	9	—

※ 目標は累計で記載。道路整備完了延長は（ ）書きが累計。

現状と課題

- ・ 県内各地の道路において、渋滞が発生している箇所や狭隘な箇所が未だ多くあることから、地域経済の活性化や、安全・安心な生活、環境保全の観点などから、その解消が求められています。
- ・ 近年の異常気象による豪雨などにより災害が激甚化・頻発化しており、治水、土砂災害防止対策、ため池等の防災減災対策などの予防的防災対策が未整備の地域では、社会インフラのほか家屋や農地などに大きな被害が発生しています。
- ・ 橋りょう、上下水道、農業水利施設など高度経済成長期等に整備された社会インフラの老朽化が進行しており、今まで以上に適正な維持管理や更新整備が必要です。
- ・ 建設産業就業者や若手技術者が年々減少し、建設産業の高齢化が進行しており、担い手不足がさらに進んでいます。
- ・ ICTの技術進歩やデータ流通量の拡大が急速に進み、社会に必要不可欠な基盤となる中、ICTおよびデータの利活用を地域に広げ、これらを有効に活用できる人材の育成や、県民の情報リテラシー（※1）の向上を図ることが必要となってきました。

施策の展開

① 生活や産業を支える強靱な社会インフラの整備、維持管理

(土木交通部 他)

- ・自然環境が持つ多様な機能も活かして、災害などに強く、生活や経済成長を支える強靱な社会インフラ整備を進めます。
- ・橋りょう、上下水道、農業水利施設など既存インフラの点検を適切に行い、ライフサイクルコスト(※2)を踏まえた維持管理や計画的な保全更新対策を行います。
- ・建設環境改善などの取組により担い手確保を図り、建設産業全体の活性化を推進します。

② 超スマート社会を支える環境づくり

(総務部・県民生活部)

- ・安全・安心・快適なICT・データ基盤のもと、産学官が緊密な連携を図りながら、地域課題の抽出から課題解決までの各プロセスにおけるICTやデータの積極的な活用を通じて、地域におけるICTおよびデータの利活用を促進します。
- ・産学官の連携により、IoT、ビッグデータ、AI等のICTを活用するためのスキルやマインドを持った人材の育成を進めます。
- ・ICTやデータを身近な生活に役立てる能力や仕事に活用できるスキルを生涯にわたって培っていけるよう、県民の情報リテラシーの向上を図ります。

※1 情報リテラシー：情報および情報技術を適切に活用する能力のこと。

※2 ライフサイクルコスト：製品や施設などについて、企画、設計から、維持管理や更新、処分に至るまでの総合的な費用のこと。

政策（２）コンパクトで移動や交流しやすい交通まちづくり

政策の目指す方向

誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりに向け、県全体のまちづくりの基本的な方針を策定し、駅などの拠点での賑わいを創出するまちづくりを推進するとともに、社会構造の変化に対応した地域公共交通ネットワークづくりの検討を進めます。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
立地適正化計画の策定公表数（計画）※累計	(2018) 5	6	7	8	9
県東部の交通軸（近江鉄道線）の利用者数（人/日） ※現在、沿線5市5町と事業者等の間で近江鉄道線のあり方について検討を行っており、議論の方向性によっては、指標自体を見直すことがある。	(2016) 12,864	12,930	13,000	13,070	13,140
県全体のバス交通の利用者数（人/日）	(2016) 58,016	58,310	58,600	58,890	59,180

現状と課題

・人口減少下での市街地の拡散により、一部都市において中心市街地が空洞化しており、自家用車への依存度が高い状態です。一方で、バスなどの地域公共交通は、利用者の減少（旅客自動車輸送人員：2013年でピーク時（1972年）から67%減少）、運転者等の不足により、事業継続が危機的な状況です。

・今後、自家用車を運転できない高齢者や家族の支援を受けにくい単身高齢世帯の増加に伴い、生活に必要な施設へのアクセスが困難となる人が急増する恐れが高まっており、自家用車に依存しなくても暮らしやすいまちづくりを計画的に進める必要があります。

施策の展開

① 暮らしやすいコンパクトなまちづくり

(土木交通部)

・誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりに向け、新たに県全体の基本的な方針を策定し、公共交通沿線への都市機能・居住の誘導等により、駅などの拠点での賑わいを創出するまちづくりを推進するとともに、都市の動向を的確に把握し、地域ごとに計画的なまちづくりを推進します。

② 地域を支える新たな公共交通の仕組みづくり

(土木交通部・総務部・健康医療福祉部)

・地域の生活に欠かせない社会インフラとしての鉄道やバス交通のあり方を、利用者の動向、運転者不足等担い手の状況、費用負担の観点から検討します。

・地域公共交通における運転者不足等への対応やシェアリングエコノミー（※1）といった観点から、自動運転等の新たな技術による移動手段の導入可能性の検討を含め、モビリティ・マネジメント（※2）の取組を進めます。

※1 シェアリングエコノミー：個人等が持っている活用可能な資産等をインターネット上のマッチング等を介して他の人も利用可能とする経済活性化活動のこと。

※2 一人一人のモビリティ（移動）が、個人的にも社会的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）へ自発的に変化することを促す交通政策のこと。

政策（3）暮らしを支える地域づくり

政策の目指す方向

防災や福祉など自分たちの身近な暮らしを自分たちで支える、地域の特性に合ったコミュニティづくりや地域を支える人づくりを支援するとともに、地域の活性化に向け、移住促進や空き家対策に取り組みます。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
地域課題に対する先導的な取組モデルの形成数(件)	(2018) —	—	3	3	3
地域人（地域活動を主体的に実践している者で、県立大学の地域教育プログラム履修者に対して指導および助言を行う者）の登録人数(人)	(2017) —	10	10	10	10
移住施策に取り組む市町への県外からの移住件数(世帯)	(2017) 107	140	160	180	200
市町空き家バンクにおける空き家売買等の成約件数(件)	(2017) 64	70	80	85	90

現状と課題

- ・県全体で今後25年間に10万人以上の人口減少が推計されており、12市町においては2割以上の人口が減少する見込みです。
- ・2013年において住宅総数約602,500戸中、空き家は約77,800戸で、そのうち用途の定まらない空き家が約36,000戸となっており、都市の中心市街地、郊外等の住宅団地、農村・中山間地域などにおいて、地域コミュニティの弱体化や地域活力の低下などが懸念されます。

施策の展開

- ① **地域コミュニティを支える人材の育成等** (総務部)
 - ・人口減少社会において地域コミュニティが抱える課題の共有、解決に向けた市町の取組を支援するため、先進事例や最新の知見等を学び合う場づくりを行います。
 - ・滋賀県立大学をはじめ県内大学において、持続可能な地域コミュニティを支える人材、地域づくりや地域の課題解決の中核となる人材の育成を進めます。
- ② **地域コミュニティの維持・活性化に向けた移住促進と空き家の発生予防、利活用の促進** (総務部・商工観光労働部・土木交通部)
 - ・地域の活性化に向け、滋賀の魅力ある暮らしぶりを県外へ広くPRし、移住施策に取り組む市町と連携することで、移住・交流の推進に取り組みます。
 - ・市町および空き家バンクに対して、発生予防と利活用の取組を重点的に支援することで、地域の実情に応じた空き家対策を推進します。

政策（４）安全・安心の社会づくり

政策の目指す方向

防災対策について不断の見直しを行い、様々な危機事案への対応能力の向上に努めます。また、地域を支える人づくりを推進し、多様な主体との連携のもと、自助・共助による地域防災力の強化や、犯罪、交通事故の少ない安全・安心な地域づくりを進めます。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
受援計画策定市町数（市町）	(2018) 1	2	3	8	19
自主防災組織等の中核を担う防災士の養成（人）	(2018) 1,937	2,000	2,050	2,100	2,150
水害・土砂災害からの避難行動を促す地域リーダー育成支援（学区） ※県内学区数：223	(2018) 0	55	110	165	223
水害に強い地域づくり計画の策定・共有、浸水警戒区域の指定（重点地区）（※）	(2018) 2	3(5)	4(9)	5(14)	6(20)
刑法犯認知件数(件)	(2018) 7,967 (目標3,000以下)	7,000以下	※「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議で定める目標の達成	※「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議で定める目標の達成	※「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議で定める目標の達成
交通事故による死者数、死傷者数(人)	(2018) 死者39 (目標50以下) 死傷者5,400 (目標6,200以下)	死者35、死傷者数5,000以下	※滋賀県交通安全協議会で定める目標の達成	※滋賀県交通安全協議会で定める目標の達成	※滋賀県交通安全協議会で定める目標の達成
歩道整備完了延長(km)（※）	(2018) 6	7	(12) 5	(17) 5	(23) 6

※については、（ ）書きは累計。

現状と課題

・集中豪雨や地震などによる大規模災害や複合災害のリスクが高まる中、災害時に他地域からの応援を効率的に受入れる仕組みや多数傷病者にも対応できる医療提供体制の整備が必要です。災害による交通機関の停止等で、観光客や通勤・通学者などが帰宅困難となることも想定され、帰宅困難者への支援も必要です。

・災害時において、住民自らが的確に避難行動をとれないことや、住家等に避難空間が十分に確保されていないことが課題となっています。

・人口減少・少子高齢化の進展、就業形態の変化により地域コミュニティが弱体化しており、自助・共助による地域防災力の低下が課題です。

・県内の刑法犯認知件数は、窃盗事件をはじめ減少傾向ですが、一方でストーカーや、配偶者からの暴力、児童虐待等の人身安全関連の犯罪が後を絶たないほか、特殊詐欺やサイバー犯罪など時代とともに犯罪は日々変化し、その脅威は衰えを見せることはありません。変化する犯罪の手法に的確に対応していくため、警察力の維持向上に加え、防犯力を備えたコミュニティ、人づくりが重要になっています。

・これまで総合的な交通安全対策により、県内の交通事故情勢は大幅に改善されましたが、今も多くの命が交通事故で失われており、高齢ドライバーの事故率が年々増加するなど、依然として厳しい状況です。

・近年、国内外において自動運転等に対する技術開発が進展しており、交通安全意識や交通マナー向上とともに、交通安全の確保に資する先端技術の普及活用を促進していくことが重要となっています。

施策の展開

① 災害に強い地域づくり

(総合政策部・健康医療福祉部・土木交通部)

・水害に対する避難体制の整備や、浸水警戒区域の指定による避難空間の確保等によって、安全・安心な地域づくりを進めます。

・風水害や地震・原子力など複合災害を想定した訓練を実施し、防災対策の実効性の向上を図るとともに、市町における人的・物的支援を受けるための受援体制の整備の支援や、災害による交通手段の途絶による帰宅困難者対策の検討、災害時の医療提供体制の強化を進めます。

・住民自らの避難行動や耐震改修などにつなげてもらうための災害リスク情報の周知を進めるとともに、地域の防災リーダーとなる人材の育成や、女性や子ども、高齢者など幅広い県民の防災力向上に、市町と連携して取り組みます。

② 犯罪の少ない安全・安心な地域づくり

(県民生活部・警察本部)

・県民一人ひとりが安全に対する意識を高め、県、市町、県民、事業者等が相互の連携の下に地域における安全を守るための活動を展開することにより、県民が犯罪に遭うことなく安全に安心して暮らすことができる社会づくりを推進します。

・犯罪被害者等が抱える多様な課題に応え、平穏な生活への復帰を支援するとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成に取り組むことにより、安心して暮らすことができる社会づくりを推進します。

(土木交通部・警察本部)

③ 交通事故の少ない安全・安心な地域づくり

・車道と歩道の分離をさらに進めるとともに、高齢ドライバーの特性に応じた交通安全講習など、交通事故分析に基づいた交通安全教育や啓発等の交通安全施策を着実に推進し、交通事故の少ない地域づくりを目指します。

政策（５）農山漁村の持つ多面的価値の次世代への継承

政策の目指す方向

過疎化や高齢化が進む中で、農山漁村の持つ役割や価値が見直され、多様な主体が知恵を出し合い協働することによって持続可能な形で多面的機能が発揮されるよう、地域資源を活用した仕事づくりや交流等の取組を支援します。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
農地や農業用施設を共同で維持保全している面積 (ha)	(2018) 36,633	36,904	36,944	36,984	37,024
中山間地域等において多面的機能が維持されている面積 (ha)	(2018) 1,736	1,764	1,774	1,784	1,794
「やまの健康」に取り組むモデル地域数(件) ※累計	(2018) —	2	5	5	5
「やまの健康」を目指してモデル地域等が取り組むプロジェクト数(件) ※累計	(2018) —	4	10	12	14

現状と課題

・農山漁村では、過疎化・高齢化の進展、野生鳥獣や外来動植物による被害などにより農地や森林、漁場の保全等が困難な状況であり、食料生産だけでなく、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の継承などの多面的機能の維持・発揮が難しくなってきています。

・特に、山村地域では、人口減少や木材価格の低迷等によって森林所有者の森林や林業に対する関心が薄れ、森林の持ち主や境界が不明確になりつつあります。手入れが行き届かなくなった森林は、野生獣による被害が深刻な状況です。

・持続可能な形で農山漁村の多面的価値を引き継いでいくためには、多様な主体とも連携しながら、地域資源を生かし地域を活性化していく必要があります。

施策の展開

① 農山漁村の持つ多面的価値の次世代への継承

(琵琶湖環境部・農政水産部)

・農地・水路等を維持管理する共同活動を支援することで担い手や優良な農地を確保し、農業農村の持つ多面的機能が持続的に維持されるよう取り組みます。

・農山村が持続可能な形で活性化している姿（やまの健康）の実現を目指すため、中山間地域等における森林・農地の適切な管理や、地域資源を活かした経済循環等の創出に向け、放置林・耕作放棄地の活用や獣害対策、体験メニュー等の開発や都市農村交流・移住の促進、地場産物を活用した仕事づくりなど、多様な主体と連携した地域の活動を支援します。

・琵琶湖、内湖、河川での漁場保全の取組や、湖魚等の地域資源を活用した地域を活性化する取組等を支援することにより、琵琶湖の豊かな恵みや原風景をもたらし、ふなずしをはじめとする本県固有の食文化などを生み出してきた漁村、漁場の姿を次世代に継承します。

政策（6）多様性を認め、互いに支え合う共生社会の実現

政策の目指す方向

年齢、性、病気・障害の有無、国籍などにかかわらず、多様な人々が互いに支え合い、知恵や力を出し合うことにより社会の活性化や新たな価値が創造されるよう取り組むとともに、すべての人が相互に人権と個性を尊重し合う共生社会づくりを推進します。特に、今後も増加が見込まれ、国籍も多様化する外国人住民と共に多文化共生の地域づくりを進めます。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
障害者福祉施設から一般就労への移行者数(人)	(2017) 144	183	203	209	216
農業と福祉との連携による新たな取組件数(件) ※累計	(2018) -	20	25	30	35
「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感しない人の割合(%)	(2014) 53.2	70.0	70.0	※「パートナーシッププラン」の改定に合わせ設定	※「パートナーシッププラン」の改定に合わせ設定
外国人相談窓口での支援件数(件)	(2017) 698	720	740	760	790

現状と課題

- ・年齢、性、病気・障害の有無、国籍などにかかわらず、誰もがそれぞれの力を出し合い、社会を支え合うためには、私たち一人ひとりがお互いの違いや個性について関心を持ち、理解や認識を深める必要があります。
- ・固定的な性別役割分担意識は徐々に改善してきているものの、未だ解消しておらず、地域や職場などにおける計画・方針等に関する意思決定過程への女性の参画割合は未だ低い状況です。
- ・障害のある人の地域での暮らしを支える環境は徐々に整いつつあるものの、依然として人権侵害や生活上の制約を受けている障害者も存在しています。
- ・県内の外国人人口は増加を続けており、滞在の長期化・定住化、多国籍化が進展しています。国籍や言語、文化、習慣等の違い、コミュニケーション不足などにより生活上のトラブルや様々な摩擦が生じることもあることから、多文化共生に対する理解を促進し、多様性を活かすことができる地域づくりを進める必要があります。
- ・犯罪をした人の中には、厳しい生活環境など様々な生きづらさを抱え、社会から孤立し、再び犯罪を繰り返すことも多く、再犯に陥ることのないよう社会参加に向けた福祉的支援が必要です。

施策の展開

① 誰もがその人らしく、居場所があり活躍できる共生社会の実現

(県民生活部・健康医療福祉部・商工観光労働部・農政水産部・教育委員会)

・一人ひとりが尊重され、互いに支え合い、その人らしく活躍できる共生社会の実現に向け、一人ひとりが人権意識を高め、日々の生活の中で実践を積み重ねていけるよう、障害等に関する理解の促進や知識の普及、日本人住民と外国人住民との相互理解の促進はもとより、近年、顕在化している人権課題への対応を含め、多様性についての理解と認識を深めるための教育・啓発等を推進します。

・固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を進めるとともに、地域や職場などにおける計画・方針等に関する意思決定への女性の参画などあらゆる場面で男女がともに個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに向けて取り組みます。

・「この子らを世の光に」に代表される滋賀の福祉の思想を大切にしながら、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(案)」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた相談・解決の体制整備や障害の社会モデル(※1)の普及、合理的配慮を推進するとともに、障害の特性に応じた就労促進や発達障害児者支援等に取り組むことにより、障害者の自立や社会参加を推進します。また、農福連携など、分野を超えた連携により、障害や病気を持つ人をはじめ、多様な人が自分らしく活躍できる取組を進めます。さらに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進め、地域で共に生きていくための力を育てます。

・情報の多言語化や、やさしい日本語の普及を促進し、日本語および日本社会についての学習機会の提供を促進するとともに、外国人住民が地域の一員として地域社会の活動に参画しやすい環境づくりに多様な主体と連携して取り組みます。

・県民の理解と協力のもと、犯罪をした人が円滑に社会参加し、「誰一人取り残さない」共生社会を実現することを基本理念とした「滋賀県再犯防止推進計画(案)」に基づき、犯罪をした人が再び罪を犯すことのないよう、必要な支援を効果的に進めます。

※1 障害の社会モデル：障害がある者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。

政策（１）琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用

政策の目指す方向

琵琶湖とそれをとりまく環境の保全再生を図るとともに、自然の恵みを持続的に活用する取組を進めることにより、森・川・里・湖のつながりの中で、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築を目指します。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
琵琶湖南湖の水草繁茂面積(km ²)	(2017) 25	望ましい 状態である 20~30km ²	望ましい 状態である 20~30km ²	望ましい 状態である 20~30km ²	望ましい 状態である 20~30km ²
冬季ニゴロブナ当歳魚資源尾数(万尾)	(2017) 507	550	600	650	700
侵略的外来水生植物の年度末生育面積(千m ²)	(2017) 96	50	42	39	38
県産材の素材生産量(m ³)	(2017) 88,000	109,000	120,000	131,000	142,000

現状と課題

- ・琵琶湖や流入河川の水質は改善傾向にある一方で、在来魚介類の減少や水草の大量繁茂、外来生物の侵入・定着といった生態系に関する課題が大きくなってきています。
- ・私たちの周辺の自然環境においては、開発だけでなく逆に人の手が入らなくなったことによる生物の生育・生息環境の劣化・消失や、野生生物の増えすぎによる生態系や農林水産業等への被害が生じています。
- ・木材価格の低迷や担い手の不足などから適正に管理されずに放置された森林が多く見られるようになり、水源かん養や地球温暖化の防止、生物多様性の保全など森林の多面的機能の低下につながっています。
- ・第一次産業の従事者数の減少やライフスタイルの変化等に伴い、琵琶湖や里山、森林などの自然と暮らしの関わりが希薄になってきています。

施策の展開

① 琵琶湖の保全再生と活用

(琵琶湖環境部、農政水産部、土木交通部)

- ・琵琶湖の多様で豊かな恵みを次世代へつなぐため、良好な水質の確保に向けた対策を継続するとともに、魚介類など生物のにぎわいを支える水質という新たな視点に着目した生態系の保全再生や、水産資源の回復に向けた取組を推進します。
- ・琵琶湖やそれをとりまく環境を「守る」取組により、地域資源の価値や魅力を高めるとともに、それらを「活かす」ことで、経済・社会活動の活性化を図り、さらなる「守る」取組へとつながる好循環を創出します。

② 生物多様性の確保、森林の多面的機能の発揮

(琵琶湖環境部、農政水産部)

- ・オオバナミズキンバイやオオクチバスなど特定外来生物およびニホンジカやカワウなど有害鳥獣の増加や、在来種の減少を食い止める取組を進めるとともに、多様な主体による監視や駆除活動等に対する支援を行います。オオクチバス等外来魚に対しては、水産資源回復のため、徹底的な駆除を行います。
- ・森林の多面的機能の持続的発揮に向けて、間伐等の適正な森林整備や再生林による森林の適正な更新を行うとともに、森林資源の循環を活発化させます。
- ・2021年に滋賀県で開催する第72回全国植樹祭を契機として、県民の森林や林業、山村に対する意識高揚を図るとともに、森林づくりや緑化運動の一層の展開を促進します。

政策（２） 気候変動への対応と環境負荷の低減

政策の目指す方向

温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの導入など低炭素社会の実現に向けた取組を行うとともに、気候変動によって起こりうるリスクに対応する適応策を進めます。また、近年問題となっているプラスチックごみの問題も含め、廃棄物の発生抑制や適正処理等により、環境負荷の低減と人々が安心して暮らせる生活環境づくりを目指します。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
県域からの温室効果ガス排出量 (万t-CO ₂)	(2016) 1,298	(2017) 1,284	(2018) 1,269	(2019) 1,255	(2020) 1,240
県民1人1日当たりごみ排出量 (g)	(2016) 831	(2018) 826	(2019) 823	(2020) 820	※第五次滋賀県廃棄物処理計画で定める目標
産業廃棄物の最終処分量 (万t)	(2016) 9.0	(2018) 8.2	(2019) 7.8	(2020) 7.4	※第五次滋賀県廃棄物処理計画で定める目標

現状と課題

- ・本県の温室効果ガスの2016年度の総排出量は、京都議定書における基準年である1990年度と比較して減少しているものの、家庭部門や業務部門の排出量は増加していることから、低炭素社会の実現に向けて、家庭部門や業務部門を中心に省エネルギー・節電の推進や再生可能エネルギーの導入促進等を図り、より一層の温室効果ガスの排出抑制を行う必要があります。
- ・地球温暖化に伴う高温や降水量の変化等により、農林水産業や生態系をはじめ広範な分野で影響が生じることが予測されており、災害や自然環境、社会経済活動等へのリスクに対応するため、適応策の取組を進めることが必要です。
- ・工場などの発生源対策により環境汚染物質は管理されていますが、微量化学物質による健康影響など安全・安心への県民のニーズが高まりつつあります。
- ・家庭や事業者の取組などにより、一般廃棄物の排出量は概ね減少している一方で、産業廃棄物の排出量は横ばいの状況であり、近年、国内外で関心が高まる海洋ごみのうち多くを占め、琵琶湖岸や湖底でも散見されるプラスチックごみの問題も含め、さらなる廃棄物の減量等に向けた取組や廃棄物の適正処理を引き続き徹底する必要があります。

施策の展開

① 気候変動への対応

(琵琶湖環境部、県民生活部、農政水産部ほか)

- ・今世紀後半の脱炭素社会を目指し、2030年における低炭素社会の実現に向け、産業・業務・家庭・運輸の各部門別の温室効果ガス削減に向けた対策と、森林保全など吸収源対策を進めます。
- ・気候変動による自然災害や農林水産業など様々な分野への影響に対処するため、滋賀県気候変動適応センター等において本県の将来的な影響を把握し、その情報や知見を生かして、気候変動の影響を受けにくい農業生産技術の確立・普及や気象災害を未然に防止するための取組、気候変動リスクの回避を促す啓発など、適応策の検討・取組を進めます。
- ・省エネ型ライフスタイル・ビジネススタイルの一層の定着や省エネルギー性能が高い機器・設備の導入への支援などあらゆる部門で省エネルギー・節電に向けた取組を推進するとともに、太陽光や小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入や下水汚泥などの未利用資源の有効活用等に関する取組を進めます。

② 環境負荷の低減

(琵琶湖環境部)

- ・環境汚染物質の排出抑制や環境事故の防止に取り組むとともに、環境リスクに関する情報を正確かつわかりやすく伝える取組を進めます。
- ・発生抑制（リデュース）や再利用（リユース）による廃棄物の排出量の減少や、再生利用（リサイクル）による処分量の減少に向けた取組を進めます。特に、容器包装廃棄物や食品ロスの一層の削減を図ります。また、県民の安全・安心な暮らしを支える廃棄物の適正処理の推進を図るとともに、廃棄物に係る諸課題について、県民、事業者、団体、県、市町など多様な主体が適切な役割分担のもと、連携・協働した取組を進めます。
- ・プラスチックごみについて、知見・情報の収集や実態調査等の取組を進めます。

政策（3）持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着、国際的な協調と協力

政策の目指す方向

主体的な行動を起こし、多様な関係者との連携を図りながら持続可能な社会づくりを担う人育てを行うとともに、人々の生活や事業活動における環境に配慮した行動への転換に向けた切れ目のない取組を進めます。

また、関係機関等との連携により、琵琶湖や生態系等の課題解決に資する調査研究や技術開発を進めるとともに、得られた知見等を海外に発信し、世界の湖沼保全に貢献します。

目標	(現状)	年次目標			
		2019	2020	2021	2022
県民の環境保全行動実施率 (%)	(2018) 76.7%	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
しが生物多様性取組認証制度の認証事業者数(社) ※累計	(2018) 37	55	70	85	100
下水道の海外ビジネスマッチングに参加した企業数(社)	(2018) 5	5	5	5	10

現状と課題

・近年、暮らしと自然との関わりが薄れつつある中、持続可能な社会を築くためには、環境課題を様々な観点から捉え、自然と人、人と人、地域と地域など、つながりを意識し、課題解決に向けて主体的に行動を起こしていくことが不可欠であり、引き続き環境学習を推進する必要があります。

・県内での高いマイバッグ持参率や省資源化、エネルギー使用量の削減など、県民や事業者による環境保全の取組が広がりを見せていますが、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルがさらに定着するよう、多くの主体に様々な環境配慮行動への取組を促していく必要があります。

・環境課題の要因の多くは相互に関係し、複雑化・多様化しており、個別の課題への対症療法的な対策だけでなく、分野横断による総合的な解決を図ることが重要です。また、研究成果等を踏まえた科学的な根拠に基づく対策が必要です。

・経済成長が著しいアジア諸国等において環境技術のニーズが高まっており、産学官民連携による琵琶湖の環境保全のノウハウを活用した研究や技術開発等を海外に発信していく必要があります。

施策の展開

① 環境学習等の推進

(琵琶湖環境部、教育委員会)

・地域ならではの環境学習や年齢に応じた段階的な環境学習プログラムの収集・整備を図るとともに、観光や福祉、まちづくりなど他分野との連携等により、環境学習に取り組める場や機会の充実を図ります。

・多様な環境学習の機会の充実や取組の広がりを図るため、地域で環境学習を担う各主体の交流や連携のための仕組みづくりを進めます。

・環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換に関する普及啓発を行います。

② 調査研究・技術開発の推進、国際的な協調と協力

(琵琶湖環境部、商工観光労働部、農政水産部)

・琵琶湖環境研究推進機構の場等において、関係機関が連携して課題解決に向けた研究を進めるとともに、国立環境研究所琵琶湖分室等との共同研究を進めます。

・複雑化・多様化している環境課題の解決に向けた環境技術の開発と普及を促進します。

・著しい経済発展に伴い、水環境に課題を抱えるアジア諸国を中心に琵琶湖モデル(※1)を発信するとともに、行政施策や技術面などで積極的に協力します。また、世界湖沼会議や世界水フォーラム等へ参画して湖沼に関する議論を活性化し、世界の湖沼保全に貢献します。

※1 琵琶湖モデル：多様な主体の協働により、水環境の保全と利用を進めながら経済の発展を同時に可能にする取組

